

# 鴻巣市都市計画提案制度について

平成14年度の都市計画法改正により、まちづくりに関する都市計画を提案できる制度が創設されました。これは、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、鴻巣市が定める都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。

## ◆提案できる都市計画について

提案できる都市計画は、鴻巣市が定める都市計画のすべてです。

区域区分（線引き）など、埼玉県が定める都市計画は、県に提案することになります。

## ◆計画提案者について

- ①提案区域内の地権者又は借地権者
- ②まちづくりNPO法人
- ③一般社団法人、一般財団法人、営利を目的としない法人
- ④独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社
- ⑤まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

## ◆提案の要件

- ①提案の区域が、0.5ha以上の一団の土地であること
- ②提案の内容が、都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ③土地所有者等の三分の二以上の同意を得ていること

## ◆提案に必要な書類

次の書類が必要になります。

- ①計画提案書（様式第1号）
- ②都市計画の素案
  - ・計画提案の理由及び概要（様式第2号）
  - ・都市計画の図書（総括図、計画図、計画書）
- ③土地所有者等の同意を得たことを証する書類
  - ・土地所有者等の同意書（様式第3号）
  - ・土地所有者等の一覧（様式第4号）
  - ・対象となる土地の公図の写し及び土地登記簿謄本若しくは土地登記事項証明書（全部の事項を証明するもの）
- ④計画提案を行うことができる者であることを証する書類（計画提案者が法第21条の2第2項に規定する法人等の場合に限る。）
  - ・登記簿謄本若しくは登記事項証明書及び定款、寄附行為
  - ・開発行為実績報告書（様式第5号）
  - ・身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ⑤周辺環境等への影響の検討に関する資料（様式第6号）
- ⑥計画提案に係る区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する資料（様式第7号）
- ⑦その他計画提案の内容の説明に必要なと認められる資料

## ●都市計画の提案

- ・提案に必要な書類を鴻巣市都市計画課に提出してください。
- ・市は提案に対する要件確認を行い、提案者にその結果等を通知します。

## ●鴻巣市の判断

- ・市は、提案内容を評価し、都市計画の決定又は変更をする必要があるか判断します。

必要と判断

不必要と判断

## ●都市計画の決定又は変更をする場合

提案を踏まえ、市が都市計画案を作成し、鴻巣市都市計画審議会の議を経る等の手続きの後、都市計画の決定又は変更の告示をします。

## ●都市計画の決定又は変更をしない場合

市が提案内容について鴻巣市都市計画審議会の意見を聞いたうえ、決定又は変更しない旨と、その理由を提案者へ通知します。



## 本制度に関するお問合せ及び相談窓口

鴻巣市都市建設部都市計画課計画担当（市役所本庁舎2階）

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321（代表）

FAX 048-577-8464